

富士見町で行う予防接種の種類と受け方

令和8年度

子どもの定期予防接種は指定医療機関における個別接種です。

※原則として町内医療機関での接種となります。右下欄にあります「指定医療機関一覧」をご覧ください。

※予防接種の予診票は「乳幼児健診・予防接種手帳」に綴ってあるものをご使用ください。



定期予防接種(乳幼児)一覧

予防接種の種類	対象児	回数	標準的な接種期間・接種間隔
ロタウイルス感染症 ※2種類のワクチン のどちらかを選択。	ロタリックス(1価) 生後6週～24週まで	2回	1回目は、生後14週6日までに接種してください。 1回目と2回目の間隔は27日以上あける
	ロタテック(5価) 生後6週～32週まで	3回	1回目は、生後14週6日までに接種してください。 3回の間隔は、それぞれ27日以上あける
B型肝炎	生後2か月～ 1歳の誕生日前日	3回	1回目と2回目の間隔は27日以上、3回目は1回目 終了後139日(20週)以上あける ※標準的な接種期間は、生後2か月～9か月未満
小児用肺炎球菌	生後2か月～ 5歳未満	初回3回	生後2か月～7か月未満で接種開始 3回の間隔は、それぞれ27日以上あける
		追加1回	生後12か月以降で、初回3回終了後60日以上 の間隔をあけて1回接種 (注)接種開始年齢によって接種回数が異なります。予防接種手 帳・冊子「予防接種と子どもの健康」をご参照ください
五種混合 ※ (ジフテリア・百日咳・ 破傷風・不活化ポリオ・ Hib)	生後2か月～ 7歳6か月未満	1期 初回3回	1期初回3回の間隔は、20～56日あけて3回接種
		1期 追加	追加接種は、1期初回3回終了後6か月～1年6か月 あけて1回接種
結核(BCG)	生後5か月～ 1歳の誕生日前日	1回	※標準的な接種期間は、生後5か月～8か月未満
麻しん(はしか)・ 風しん混合	1歳以上2歳未満	1期	1期は、1歳以上2歳未満に接種
	小学校就学前の 1年間	2期	2期は、小学校就学前の1年間に接種
水痘 (みずぼうそう)	1歳～3歳未満	2回	1回目は、1歳以上1歳3ヶ月未満に接種 1回目の接種後6か月以上12か月未満に2回目接種
日本脳炎	3歳～ 7歳6か月未満	1期 初回2回	1期初回は、6～28日あけて2回接種 ※標準的な接種期間は、3歳～4歳未満
		1期 追加	1期初回2回目終了後、おおむね1年(11か月以上) あけて1回接種 ※標準的な接種期間は、4歳～5歳未満

※五種混合ワクチン(四種混合ワクチン+ヒブワクチン)は、令和6年4月1日～定期接種化されました。

四種混合ワクチン+ヒブワクチンで接種を開始した方で、すべての接種回数が完了していない方は、原則として
残りの接種分を五種混合ワクチンに切り替えます。予診票や接種スケジュールについては、保健センターへ
ご相談ください。

1. 予防接種を受ける前に

- ・町から配られた冊子「予防接種と子どもの健康」をよく読み、予防接種の必要性や副反応・接種間隔についてよく理解してから受けてください。
- ・お子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が同伴してください。
- ・予診票は保護者の方が責任をもって記入し、切り取って母子手帳と一緒に持ちください。
- ・病気等で体調に不安がある、または接種することへの疑問がある方は、事前に主治医とよく相談してください。

2. 予防接種を受けることができない者

- ・明らかな発熱(通常37.5度以上をいいます)のある者 ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ・接種しようとする予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ・BCGについては、予防接種・外傷等によるケロイドが認められる者
- ・医師が不適当と判断した場合
- ・熱性けいれんをおこしてから3か月以内の者(最終発作から3か月以内の人)



3. 予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない者

- ・医師の治療、指導を継続して受けている者
- ・過去にけいれんをおこしたことがある者
- ・予防接種で接種後2日以内に発熱・全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ・過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる者
- ・接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- ・BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者、結核感染の疑いがある者

4. 感染症後の予防接種について

○次の病気にかかった場合は、主治医に予防接種の許可を得てから受けてください。

- ・麻しん(はしか)にかかり、治ってから4週間以内のお子さん
- ・風疹・水ぼうそう・おたふくかぜにかかり、治ってから2～4週間以内のお子さん
- ・新型コロナウイルス・突発性発疹・手足口病・伝染性紅斑(りんご病)・インフルエンザ等にかかり、治ってから1～2週間以内のお子さん

5. 予防接種の受け方

- ・原則、町内指定医療機関(下記参照)での接種になります。やむを得ない理由により町外医療機関で接種を希望する場合は、接種前に保健予防係までご相談ください。長野県外で接種をご希望の場合は別途申請が必要です。
- ・接種は予約が必要です。必ず事前に医療機関へ予約してください。
- ・接種当日は、母子健康手帳・予診票・保護者とお子さんの身分を証明する書類(マイナンバーカード等、住所地が確認できるもの)・診察券(かかりつけ医の場合)を持参してください。

指定医療機関一覧

※接種日時は、予約の際に医療機関へご確認ください。

指定医療機関	受付(予約)時間	電話番号
富士見高原病院	月～金曜日 8:30～17:00 第1・4土曜日 8:30～12:30	61-0489 (予約センター直通)
小池医院	月～金曜日 9:00～11:30 14:30～17:30 土曜日 9:00～11:30	62-2222
小林医院	月～木曜日 9:00～12:00 15:00～17:30 金曜日 9:00～12:00	64-2043
富士見やまびこクリニック	月～金曜日 9:00～11:30 15:30～17:30 第2・4土曜日 9:00～11:30	61-2155

6. 接種後の注意

- ・接種後30分はお子さんの体調を観察し、医師とすぐに連絡をとれるようにしてください。
- ・接種当日は、激しい遊びや運動は避けてください。
- ・入浴は差し支えありません。
- ・高熱やけいれんなどの副作用があった時は、直ちに医師の診察を受け、富士見町役場 保健福祉課 保健予防係へご連絡ください。



予防接種に関するお問い合わせ・相談窓口

富士見町役場 保健福祉課 保健予防係(保健センター内)

電話 0266-62-9134